

.....

第2期焼津市

子ども・子育て支援事業計画

.....

概要版

令和2年3月
焼津市



計画策定の背景及び趣旨

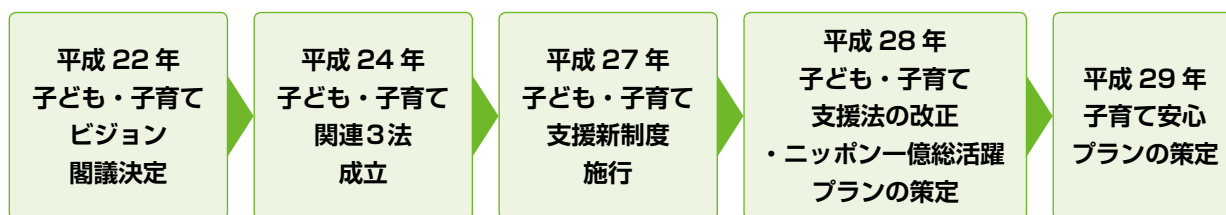
本市においては、前期（平成 17～21 年度）及び後期（平成 22～26 年度）の焼津市次世代育成支援行動計画を策定し、家庭、学校、企業、行政等、地域社会の協力のもと、総合的な子育て支援の推進に取り組みました。

また、平成 24 年の子ども・子育て関連 3 法の成立を受け、次世代育成支援行動計画の主要事業を継承しつつ、「第 1 期焼津市子ども・子育て支援事業計画」（以降、「第 1 期計画」という）（平成 27 年度～令和元年度）を策定し、地域の実情に応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供や保育の量的確保、地域子ども・子育て支援の充実に取り組んできました。

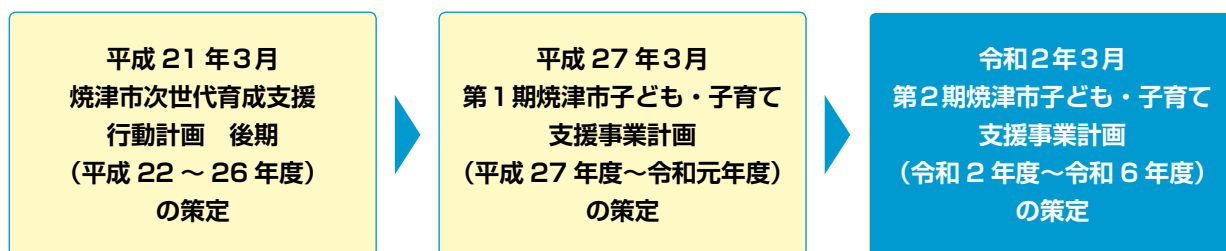
平成 29 年 6 月、子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえた、国の「子育て安心プラン」が発表され、『待機児童の解消』、『女性の就業率の向上（M 字カーブの解消）』、『保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保』といった方向性が示されました。

令和元年度、第 1 期計画の計画期間満了を迎えることから、国のプランの内容や方向性を踏まえ、第 2 期「焼津市子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定し、引き続き、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備に取り組みます。

国の主な動向



市の主な動向

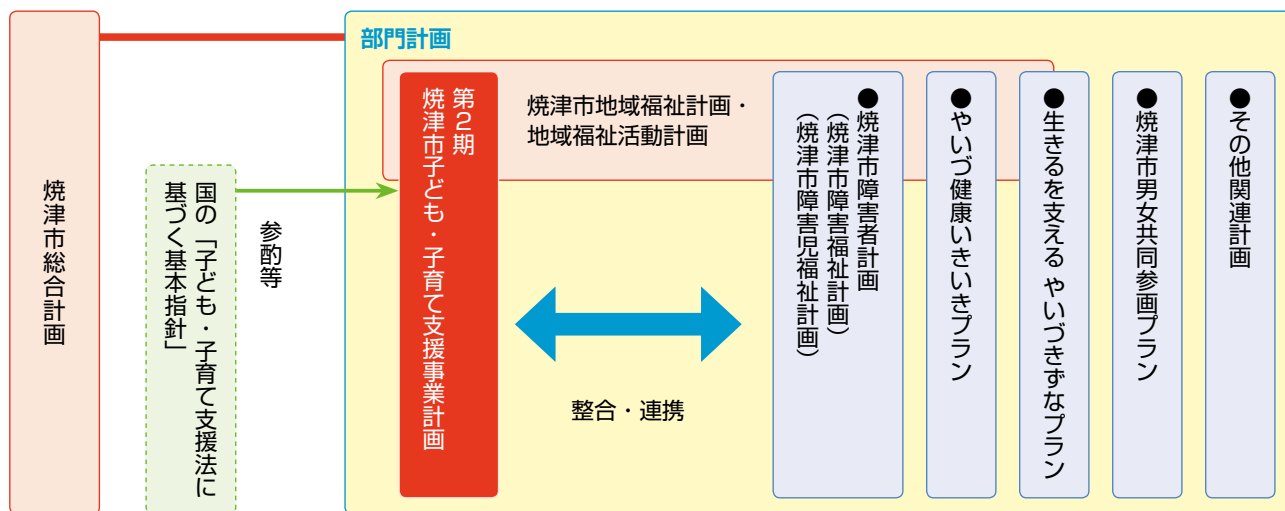


計画の位置付け

本市では、本計画を子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」として位置付けます。

また、子どもの貧困対策推進法に基づく、子どもの貧困対策に関する計画として位置付けます。

さらに、本市の上位計画である焼津市総合計画をはじめ、焼津市地域福祉計画などの関連計画との連携と整合を図りながら策定しています。



計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年計画として策定します。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど、弾力的な対応を図ります。

計画策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条の規定による「焼津市子ども・子育て会議」での審議のほか、子育て世帯の意見やニーズを的確に把握するため、「焼津市子ども・子育て支援に関する調査」及び「パブリックコメント」を実施し、市民の意見等を踏まえて計画を策定しました。

事業	参加者	役割
焼津市子ども・子育て会議	有識者・事業者・保護者・労働者・関係機関代表	子ども・子育て支援事業計画の検討
焼津市子ども・子育て支援に関する調査（アンケート調査）	・就学前児童の保護者 2,000人 ・小学校1～6年生の保護者 1,000人	子育ての実態把握、就労意向やサービスの利用意向等の把握
パブリックコメント	市民	子ども・子育て支援事業計画案への意見提出

基本理念

【計画の基本理念】

育てよう！ 明るい笑顔のやいづっ子

本市では、「育てよう！明るい笑顔のやいづっ子」の基本理念の下、未来を担う子どもたちが心豊かに成長し、明るい笑顔があふれる社会を実現するため、総合的かつ計画的な子育て支援策に取り組みます。

子育てについての第一義的責任を保護者が有することを前提としつつ、保護者の子育てに対する負担感や不安感を軽減し、子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる子育て環境の整備が求められています。

引き続き、「子どもの最善の利益」※の実現を第一に考え、全ての子どもの成長と発達を保障するために、子どもや子育て家庭が必要としている支援が適切かつ十分に提供されるよう、包括的な支援を推進します。

本計画においても、第1期計画の基本理念を踏襲し、子ども・子育て支援のさらなる充実と市民満足度の維持・向上を目指します。

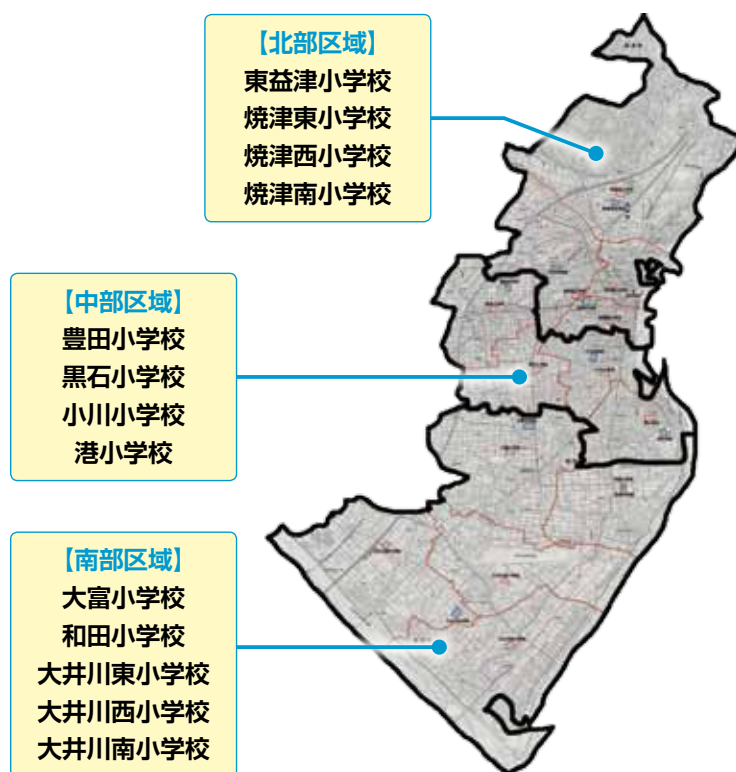
※「子どもの最善の利益」は、児童の権利に関する条約において、第一次的に考慮されるべきものとして規定されています。国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとしています。

教育・保育提供区域

本計画では、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を定めます。

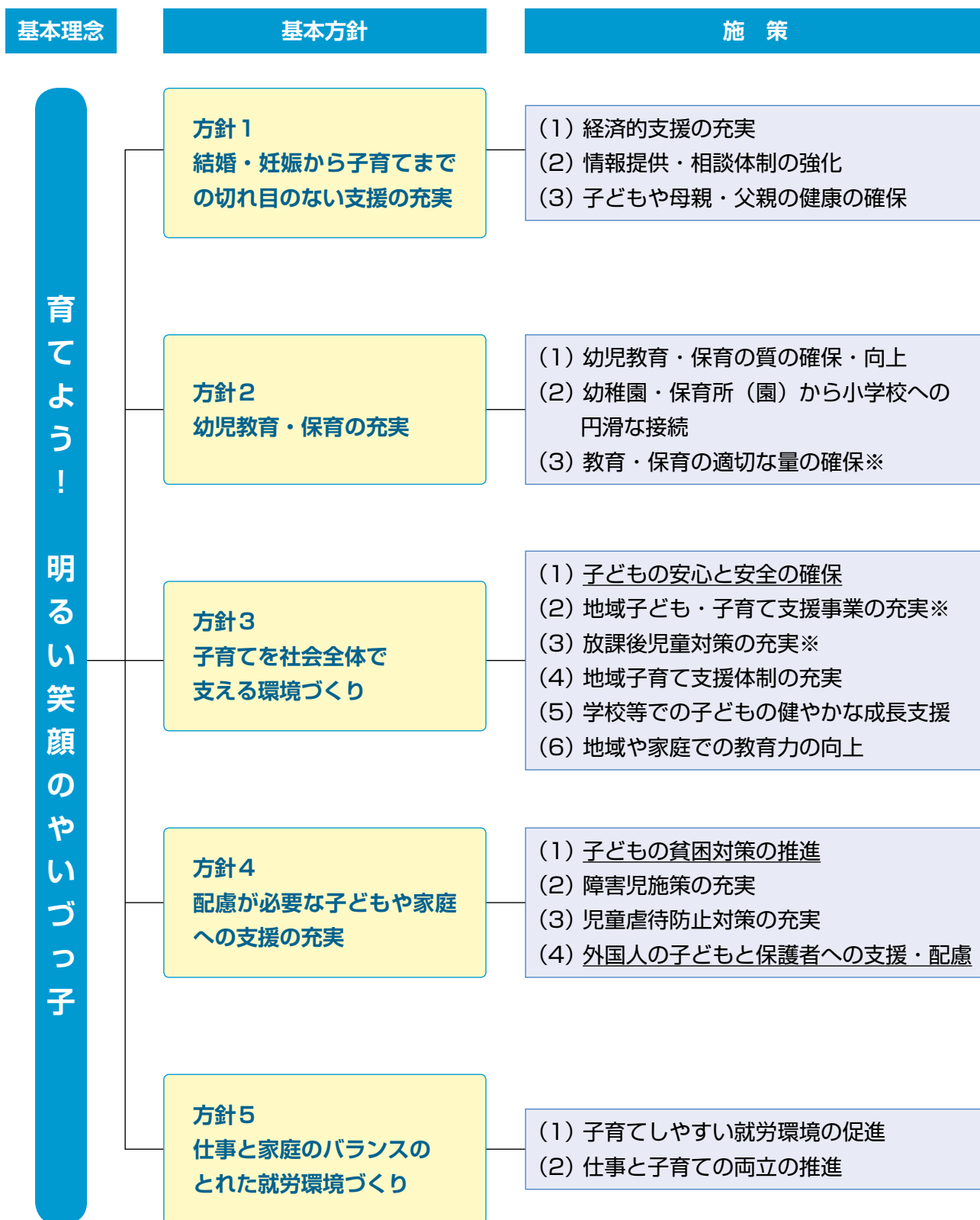
地域子ども・子育て支援事業の一つである放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について、小学校区単位で需要と供給を検討する必要があることから、基本単位を小学校区としました。

その上で、教育・保育施設の利用率、通園状況、各区域の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスを考慮し、隣接する小学校区を組み合わせ、北部、中部、南部の3つの区域を設定しました。



施策の体系

基本理念の実現に向けて、5つの基本方針に基づき、施策を次のとおり展開します。



下線部は、第2期からの新規施策
※は数値目標あり

施策の展開

1 結婚・妊娠から子育てまでの切れ目のない支援の充実

(1) 経済的支援の充実

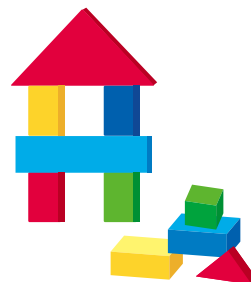
- 結婚・妊娠から子育てまでの経済的負担の軽減策を推進

(2) 情報提供・相談体制の強化

- SNS等を活用した、広くわかりやすい情報提供の充実
- 結婚・妊娠から子育てまで、継続性をもった相談・訪問体制を強化
- 相談窓口と関係機関の情報共有を強化

(3) 子どもや母親・父親の健康の確保

- 各種健診・訪問事業を通じた、要支援家庭の早期把握と継続的支援の強化
- 子どもや母親・父親の健康の維持・増進のための保健事業の推進



2 幼児教育・保育の充実

(1) 幼児教育・保育の質の確保・向上

- 幼稚園教諭や保育士等の研修や指導等の充実

(2) 幼稚園・保育所（園）から小学校への円滑な接続

- 各小学校区における、幼保小合同研修会や連絡会等を通じた情報共有の推進

(3) 教育・保育の適切な量の確保

- 少子化の進行と保育需要を見据えた、適切な教育・保育の量の確保
- 幼稚園教諭・保育士確保のための補助制度等の整備
- 認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所の円滑な移行を支援



3 子育てを社会全体で支える環境づくり

(1) 子どもの安心と安全の確保

- 通学路や施設の安全確保、見守り体制の充実など、関係機関と連携した交通安全と防犯対策

(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実

- 利用状況やニーズに対応した、地域子ども・子育て支援事業の実施

(3) 放課後児童対策の充実

- 利用者の増加に対応した、放課後児童クラブの整備
- 特別な配慮を必要とする児童に対応する支援員等の配置について、委託料の加算等により放課後児童クラブを支援



(4) 地域子育て支援体制の充実

- 地域における子育て支援サービスの充実とネットワーク形成の促進
- 広報誌、SNS を活用した、地域子育て支援サービス等に関する情報提供の充実

(5) 学校等での子どもの健やかな成長支援

- 教育センターにおける、教職員の力量向上のための取り組みのさらなる充実
- 支援を必要とする子どもをサポートするため、相談・支援体制を強化

(6) 地域や家庭での教育力の向上

- 子育てについて学ぶ講座や体験学習など、教育プログラムの充実
- 各種教室を通じた情報提供の充実や仲間づくりの支援



4 配慮が必要な子どもや家庭への支援の充実

(1) 子どもの貧困対策の推進（子どもの貧困対策計画）

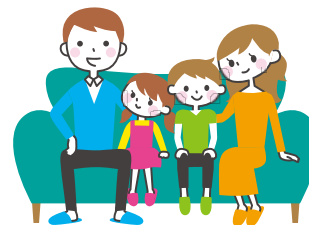
- 「教育」、「生活」、「保護者の就労」、「経済的」の4つの重点項目のもと、支援事業を総合的に実施

(2) 障害児施策の充実

- 発達支援を必要とする児童の早期発見・支援のため、相談体制の充実と関係機関との連携体制を強化
- 成長段階に合わせた、子どもや保護者への発達支援や障害児福祉施策の充実

(3) 児童虐待防止対策の充実

- 児童虐待の早期発見や虐待を受けた子どもの円滑な保護のため、関連機関との連携と支援体制を強化
- 被害の防止と暴力根絶のため、啓発・予防教育の推進と相談窓口の周知



(4) 外国人の子どもと保護者への支援・配慮

- 日本の言葉や文化を理解、習得するための支援の充実
- 円滑に教育・保育施設や各種サービスを利用するための支援の充実

5 仕事と家庭のバランスのとれた就労環境づくり

(1) 子育てしやすい就労環境の促進

- 働き方の見直しや仕事優先の意識改革の重要性を労働者、事業主、地域住民に広報・啓発

(2) 仕事と子育ての両立の推進

- 需要に応じた教育・保育、子育て支援サービスの提供
- 就労支援や男女共同参画プランに基づく施策の展開



数値目標

教育・保育（幼稚園、保育所・園等）、地域子ども・子育て支援事業、放課後児童対策について、保護者へのニーズ調査結果や利用実績等に基づき、数値目標（利用定員や事業実施の確保量）を設定します。

区分		単位	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
教育・保育	1号認定（幼稚園等）・私学助成園	人	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	
	2号認定（保育所・園等）3歳以上	人	1,093	1,093	1,093	1,093	1,093	
	3号認定（保育所・園等）0歳児	人	298	298	298	298	298	
	3号認定（保育所・園等）1・2歳児	人	893	893	893	893	893	
地域子ども・子育て支援事業	延長（時間外）保育事業	人	288	282	272	266	262	
	子育て短期支援事業（ショートステイ）	人日	104	101	98	95	93	
	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	人日	78,500	77,334	75,469	73,866	72,437	
	預かり保育事業【幼稚園】	人日	50,953	52,351	53,484	54,921	57,169	
	一時預かり事業【幼稚園以外】	人日	6,120	5,954	5,762	5,610	5,514	
	病児・病後児保育事業	人日	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	
	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	人日	1,066	1,040	1,001	964	923	
	利用者支援事業（子育てコンシェルジュの配置等）	【基本型】（子育て支援センター）	か所	3	3	3	3	3
		【母子保健型】（保健センター）	か所	1	1	1	1	1
	妊婦健康診査事業	人	10,988	10,747	10,468	10,291	10,126	
	乳児家庭全戸訪問事業	人	867	848	826	812	799	
	養育支援訪問事業	人	70	69	67	66	65	
放課後児童対策	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	人	1,163	1,278	1,298	1,298	1,298	
	放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携		令和5年度までに一体型プログラム（体験交流会）を3か所整備し、放課後子ども教室を市内全小学校区（13校区）において実施					

計画推進と進行管理

第2期計画においても、引き続き、毎年度の実施状況の点検・評価を行い、P（Plan:計画）、D（Do:実施）、C（Check:評価）、A（Action:改善）により、計画の進行管理を行います。なお、実施状況の点検・評価については、子ども・子育て会議での審議後、ホームページで公表します。

第2期焼津市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）

概要版

令和2年3月 焼津市